

行財政局総務課 障害者就労指導業務に係る

会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

文書交換室（市役所本庁1号館3階）における

- ・会計年度任用職員（障害者）の就労指導や助言
- ・会計年度任用職員（障害者）の担当する業務に関する連絡・調整及び総括
- ・会計年度任用職員（障害者）の出退勤管理
- ・文書集配業者との連絡調整

※「文書交換室」とは、公文書等の本庁と区役所等出先機関との送受、市役所あて郵便物の収受を行う場所の事

3. 応募資格

- ・障害者雇用の促進の仕事に関心と意欲があり、障害を有する職員と円滑なコミュニケーションが図れる人（障害者職業生活相談業務に携わった経験がある若しくは選任資格がある又は、障害者の就労支援やジョブコーチ業務に携わった経験があるとよい）
 - ・Word、Excelを使用して文書作成・集計業務等の基本操作ができる人（資格不問）
 - ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。
- ※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- ※勤務実績等により、最大4回まで更新可能（最長令和12年3月31日まで）
- ※最長の任期を保証するものではありません。
- ※勤務実績が良好であっても、組織改編等により最長年数とならない場合があります。

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額 約261,000円（地域手当に相当する報酬を含む、昇給はしません。）

(2) 諸手当等

期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当（上限あり）等

(3) 勤務時間・日数

8：30～17：15（休憩60分）・週5日（38時間45分）

※若干、前後にずれる場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

(6) 勤務地

神戸市役所1号館3階 行財政局総務課チャレンジドオフィス
（神戸市中央区加納町6-5-1）

(7) 福利厚生

健康保険（神戸市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1か月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(10) その他

基本給及び諸手当の額や勤務時間、休暇は、給与改定・規則改正等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

(1) 書類選考

(2) 個別面接

- ・書類選考合格者を対象に個別面接を実施し、合格者を決定します。
- ・面接日時：令和7年2月14日（金）または2月17日（月）のいずれか1日
※面接の場所等の詳細は、書類選考合格者に別途通知します。

7. 申込方法

①提出書類

履歴書（写真添付）、職務経歴書（様式は問いません）

※必ず連絡の取れる連絡先を記入して下さい。

②申込方法

封筒の表に「障害者就労指導業務希望」と書いて、郵送にて「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出して下さい。

③受付期間

令和7年1月24日（金）～2月5日（水）消印有効

※同時に募集中の「神戸市障害者就労支援相談員（会計年度任用職員（特定事務）」と重複応募を認めます。重複応募希望者は、備考欄に「重複希望」と記入ください。

8. 問い合わせ先・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所1号館3階）

神戸市行財政局総務課チャレンジドオフィス

電話：078-322-6818（直通）

※平日9時から17時まで受付（12時から13時を除く）

9. その他

- ・地震等の自然災害、感染症の影響等により、やむを得ず選考日程等を変更する場合があります。日程変更等の場合は、神戸市職員採用ホームページにて公表しますので、最新情報をご確認ください。
- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。